

亀山市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月23日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

加太向井自治会

2 変更があった事項及びその内容

目的

変更前 加太コミュニティ主催による、産業・文化・体育等の行事への参加と負担金の拠出

変更後 加太地区まちづくり協議会主催による、産業・文化・体育等の行事への参加と負担金の拠出。

3 変更の年月日

令和5年4月2日

4 変更の理由

加太コミュニティ解散、平成27年5月加太地区まちづくり協議会設立による。